

大和市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第34号

大和市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市文化財保護条例（昭和38年大和市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(文化財の指定の申請手続)

第2条 条例第3条第2項に規定する指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物（以下「指定重要文化財等」という。）の指定の申請をしようとする者は、指定重要文化財等申請書に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定書の交付)

第3条 条例第3条第3項の指定書は、指定重要文化財等指定書によるものとする。

2 前項の指定重要文化財等指定書を滅失し、又は毀損したときは、指定重要文化財等指定書再交付申請書により、その再交付を申請することができる。

(指定の解除通知)

第4条 条例第6条第2項の規定による通知は、指定重要文化財等解除通知書によるものとする。

(所有者等変更の届出手続)

第5条 条例第8条の規定による届出は、指定重要文化財等所有者等変更届によるものとする。

(滅失、毀損等の届出手続)

第6条 条例第9条の規定による届出は、指定重要文化財等滅失等届によるものとする。

(現状変更移転等の承認申請手続)

第7条 所有者等は、条例第10条第1項の市長の承認を受けようとするときは、指定重要文化財等現状変更移転等承認申請書により申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、指定重要文化財等現状変更移転等通知書により、所有者等に通知するものとする。

(様式)

第8条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定重要文化財等申請書	第2条
第2号様式	指定重要文化財等指定書	第3条
第3号様式	指定重要文化財等指定書再交付申請書	第3条
第4号様式	指定重要文化財等解除通知書	第4条
第5号様式	指定重要文化財等所有者等変更届	第5条
第6号様式	指定重要文化財等滅失等届	第6条
第7号様式	指定重要文化財等現状変更移転等承認申請書	第7条
第8号様式	指定重要文化財等現状変更移転等通知書	第7条